

## 募 集 要 項

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い支援が必要な学生への緊急支援奨学金について

### 【支援策の概要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う社会情勢等の変化により、学生の生活費に充てる保護者の収入減、アルバイト等の学生の収入減などにより、住居費の支払い、食料品、日常の生活用品の購入等ができないなど、真に困窮する学生に対し、緊急の支援措置として返済を要しない緊急支援奨学金を給付します。

### 【支援の対象】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い支援が必要な状態となったと認定される学生とします。

以下の学生は対象としません。

- ・科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生
- ・国費留学生
- ・政府派遣留学生(国家建設高水平大学公派研究生項目による留学生含む)
- ・日本学術振興会特別研究員
- ・その他、生活要支援の状態となったと認定できない学生

### 【支援の内容】

緊急支援奨学金を支給します。

緊急支援奨学金の額は、5万円または3万円です。

### 【支援学生数】

学部学生、大学院生合わせて200名程度を上限とします。

### 【証拠書類の保存】

緊急支援奨学金の給付が認められた学生は、直近6か月の家庭やアルバイト等の収入が減少したことが分かる書類(収入の明細書や振込みが確認できる通帳)及び家賃の領収書等を2020年12月まで手元に保存しておいてください。必要により写し(無関係な箇所は黒塗り)の提出を求める場合があります。なお、求めに応じない場合は、緊急支援奨学金を返還しなければなりません。

### 【申請方法】

緊急支援奨学金の給付を希望する者は、別に定める申請書及び申出書を以下の提出先へ持参又は郵送してください。

なお、別途この他に支援の必要性を確認するための資料等の提出を求める場合があります。

### 【申請締切】

令和2年6月5日(金) 持参、郵送とも16時必着です。

### 【緊急支援奨学金奨学生の決定】

緊急支援奨学金奨学生の決定は、申請内容に基づき学長が行います。

必要に応じて、申請者と面談を行います。

奨学金の支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

**【緊急支援奨学金の返還】**

次のいずれかに該当すると認められる場合は、緊急支援奨学金を全学返還しなければなりません。

- (1) 在籍中に、学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき
- (2) 本学の求めに応じ、証拠書類の写しの提出を行わないとき
- (3) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき
- (4) その他緊急支援の必要性が認められなかったとき

**【提出先及び問合せ】**

(郵送先)

〒400-8510

甲府市武田4-4-37

山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ

(持参先)

総合研究棟2F 学生支援課⑤窓口(甲府キャンパス)

管理棟1F 学務課窓口(医学部キャンパス)

(問合せ先)

Email: shogaku@yamanashi.ac.jp

※問合せはメールにて受付け、電話での問合せは受け付けません。